

# 少年センターだより

可児市役所 人づくり課内 ☎ 62-1111(内線 2116)

令和4年4月1日から、18歳以上は成年になります。どんなことができるようになるのかを知っておきましょう。

## 18歳 成年 【令和4年4月1日から】

<自分一人の意思でできるようになること> <これまで、できたこと>

- 携帯電話の契約、購入
- 一人暮らしのアパートを借りる
- クレジットカードを作成する
- ローンを組んで高額商品を購入する
- 女性の婚姻開始年齢が18歳に
- 10年有効パスポートの取得
- 国家資格の取得と資格にもとづく就職
- 性同一性障害者の性別変更請求
- 外国人の帰化申請
- 普通自動車免許の取得
- 国民投票
- 選挙の投票、選挙運動
- 深夜労働
- 男性の婚姻開始年齢
- パチンコ

「権利」と同時に  
「責任」が生じます

※ 高校生の「深夜労働」「パチンコ」は、学校や企業などが禁止しています。

※ クレジットカードやローン等については、返済能力や支払い能力の審査があります。

※ 保護者の同意がなくても、自分一人の意思で様々な契約ができるようになります。また、口約束でも契約は成立します。そして、一方的に契約を取り消すことはできません。つまり、契約内容についての「責任」が生じることを知っておかなければなりません。

「契約の取り消し」には「クーリング・オフ」による取り消しや「消費者契約法」による取り消しが考えられ、困ったときには消費者ホットライン(局番なしの『188』)に相談する方法があることを知っておくことも大切です。

## 18歳になっても (20歳にならないと) できないこと

- ◇ 飲酒 (20歳から)
- ◇ 喫煙 (20歳から)
- ◇ 公営ギャンブル
- 競馬、競輪、競艇 (ボートレース)  
オートレース
- ◇ 国民年金の被保険者資格
- 国民年金の納付義務
- ◇ 大型・中型免許の取得
- ◇ 養育費を支払う対象年齢  
の上限
- など

## 少年法の改正 (令和4年4月1日から、18歳・19歳は「特定少年」)

「特定少年」が事件を起こし、家庭裁判所が逆送対象事件として検察官に逆送して起訴された場合は、20歳以上の成年と同じ扱いになります。

# 子どもたちが安全にスマホやネットを利用するためには

スマートフォンやPCなどのインターネットとつながるデジタル機器の利用なしでは、生活できない社会になってきました。子どもたちの身の回りの電子機器も最近の家庭用電化製品もすべてネットにつながっています。

一方、学校ではすべての児童生徒にタブレット端末が準備されてオンラインでの学習が行われ、さらにスマートフォンや通信機能を有するゲーム機等を利用する小中学生の割合はどんどん増加しています。

こうした中、青少年が安全にインターネット等の環境を利用する力を育てるることは、家庭や学校だけではなく、地域社会の大人からの声掛けも、子供たちの自覚を高めるうえで、重要になってきます。

次の『小学生・中学生のみなさんへ』は、本年度、市内の小学校5年生・6年生、とすべての中学生に、「インターネットやSNSを安全に利用できているか」をチェックしてもらおうと考えて、配布したプリントの内容です。

子ども達との話し合いの素材として、ぜひご活用ください。子どもたちが自分自身に問いかけて『できている』『知っている』と適切に判断できることが大切です。これから「スマートフォンを持ちたい！」と言っているお子さんにも知つていてもらいたい内容です。

## 小学生・中学生のみなさんへ =====

インターネットやSNSを安全に利用できているか。チェックしてみましょ

【問い合わせ】スマートフォンやゲーム機、PC、タブレットなどをネットにつないで利用するときに気を付けていることはどんなことですか。

- 利用時間が長くならないよう気を付けている
- 勉強の時間をしっかり取るように気を付けている
- 睡眠時間を十分取るように気を付けている
- ネットの内容が真実かどうか、いつも考えるようにしている
- ゲームの課金や通販を使うときは、必ず親の許可を得ている
- 年齢制限を守って、年令に沿ったゲームやアプリを利用している

【問い合わせ】SNSを利用するときに気を付けていることはどんなことですか。

(ライン LINE、ティックトック TikTok、インスタグラム Instagram、ツイッター Twitter、ひま部、など)

- SNSを利用しながら学習しているときは、学力の向上につながっていないことを知っている。
- 人の悪口を書き込まないように気を付けている

- 自分や友達の個人情報は書き込まないようにしている
- 投稿した写真や動画から「自分の位置情報が特定されることがある」ことを知っている

《事例》 投稿写真に記録されている位置情報や目の中に映った景色・背景に映り込んだ景色から場所を特定され、付きまとわれる。という事案がありました。

- 写真や動画を投稿する前に、位置情報や個人情報が分からないように確認している
- 安易に、写真や動画を投稿しないようにしている
- 知らない人とのやり取りはしないようにしている
- ネットで知り合った相手が嘘を言っている場合があることを知っている
- ネットで知り合った相手が信用できると思っても、また、要求されても「絶対に、相手に自分の写真を送ったり、自分や友達の個人情報を知らせてはいけない」ことを知っている

《事例》 SNS を通して知り合った人で、いろいろと相談に乗ってくれて信用していました。ある時その相手が「私の写真だ」と言って、ある写真を送つてきました。（後からわかったことですが、それは他人の写真でした。）

そして、相手から「自分の写真」を送るように求められて、送ってしまいました。その後「その写真をネットにばらまくぞ」と脅されて、さらに「ひどい写真を送るよう」に求められました。親に相談し、警察に助けを求めた。という事案がありました。

- 相手が送ってきた写真が「嘘の写真という場合がある」ことを知っている
- 裸の写真や卑猥な写真を送るように求めるることは、犯罪だということを知っている
- いじめや悪口を書かれたときは、必ず親に相談するようにしている
- いじめや悪口を書かれたときの画面を保存する方法を知っている  
(スクリーンショット (スクショ) の仕方を知っている)
- 何か困ったときには、次のところに相談すればよいことを知っている

《岐阜県や可児市の相談先》  
岐阜県青少年 SOS センター

(0120-247-505、[s-soudan@govt.pref.gifu.jp](mailto:s-soudan@govt.pref.gifu.jp))  
岐阜県警察少年サポートセンター (ヤングテレホンコーナー)

(0120-783-800、[gifu.young.783800@ezweb.ne.jp](mailto:gifu.young.783800@ezweb.ne.jp))

可児市少年センター相談窓口  
(0574-62-1111(内線 2116) [seisyonensoudan@city.kani.lg.jp](mailto:seisyonensoudan@city.kani.lg.jp))



## 『わが家の宝物』標語の部

## 優秀賞受賞作品

いつてきます 家族みんなで ハイタツチ

今渡南小学校 村上 美桜 さん

スマホより  
家族の会話  
大切に

今渡南小学校 服部 亜海さん

なやんでも 家族がいつも いっしょだよ

南帷子小学校 塚田ひなさん

コロナ禍で 家族の会話 増えました

廣陵中学校 東末美優さん

ありがとう 照れくさいけど あつたかい  
高菱中学校 前川 葉々子 さとこ

広陵中学校 前川 菜々子さん

### ＜参考にした資料 HP等＞

- 参考にした資料、HP 等

  - ・成年に達すると何が変わる？ <https://www.gov-online.go.jp>contents>useful>
  - ・「学習意欲の科学的研究に関するプロジェクト」作成リーフレットより  
<https://www.city.sendai.jp/manabi/kurashi/manabu/kyoiku/inkai/kanren/kyoiku/project.htm>
  - ・警察庁「SNS 等に起因する被害児童の現状と対策」（警察庁生活安全局少年課）  
[https://www8.cao.go.jp/youth/kankyou/internet\\_torikemi/kentokai/40/pdf/s4.pdf](https://www8.cao.go.jp/youth/kankyou/internet_torikemi/kentokai/40/pdf/s4.pdf)
  - ・岐阜県 青少年育成 各種啓発資料等  
<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/9374.html>